

愛媛県報

発行 愛媛 県

令和4年3月31日木曜日 第294号外1

◇ 目 次 ◇
条 例

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例·····(税務課)・····(税務課)・····

条 例

〇愛媛県条例第20号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 令和4年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号<u>から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法 人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

- イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの所得割額
- (2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業のうち</u>ガス事業法 (昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(第4号及び

(3) 省略

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号<u>及び第3号</u> に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法 人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 省略

- イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1 項各号に掲げる法人、法<u>第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる 法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同 条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人 に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定 する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第 105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社 団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定す る非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当 するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当 するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金 の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しく は出資を有しないもの 所得割額
- (2) 電気供給業 (次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業 (__ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第 2 条第 5 項に規定する 一般ガス導管事業及び同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業 以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び 電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第47 号) 附則第22条第 1 項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事 業者 (同項の義務を負う者に限る。) 以外の者が行うものを除 く。次条において同じ 。)、保険業及び

__貿易保険業 収入割額

(3) 省略

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス 製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業 者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製 造事業 (同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。) を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。次条 において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値 割額及び資本割額の合算額

$2 \sim 4$ 省略

(法人の事業税の税率等)

- 第18条の2 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業 (導管ガス 供給業及び特定ガス供給業に限る。)、保険業及び貿易保険業を 除く。第5項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号 に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とす
 - (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略

ウ		各事業年度の所得
に100分の 1		を乗じ
て得た	金額	

(2) • (3) 省略

- 2 電気供給業(小売電気事業等及び特定制供給事業 を除く。)、<u>導管ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事 業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金 額とする。
- 3 省略
- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計 額とする。
 - (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
 - (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
 - (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額
- 5 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行 う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの(前 条第1項第1号アに掲げる法人を除く。) が行う事業に対する事 業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人 の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じ て得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例)

合は、3分の2とする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項

2~4 省略

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 法人の行う事業 (電気供給業、ガス供給業_

_、保険業及び貿易保険業を 除く。第4項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号 に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とす

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 省略
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得 を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じ て計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万	<u>100分の0.7</u>
円以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>

(2) • (3) 省略

- 2 電気供給業(小売電気事業等,発電事業等及び特定制供給事業 を除く。)、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業に対する事 業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金 額とする。
- 3 省略
- 4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行 う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの_

が行う事業に対する事

業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人 の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 省略

__の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じ (3) その他 て得た金額

(不動産取得税の課税標準の特例)

第19条の2 法<u>第73条の14第12項から第14項</u>までの条例で定める割 | **第19条の2** 法<u>第73条の14第11項から第13項</u>までの条例で定める割 合は、3分の2とする。

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項

の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の 2 第 1 項第 2 号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える 100分の4.9

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年	100分の4.9	
10億円以下の金額		
各事業年度の所得のうち年10億円を超える	100/\DE 7	١
金額	100分の5.7	

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 100分の5.7)」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家 | 第19条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家 屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1 項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただ し書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1 日から<u>令和6年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項た だし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第18条の 2第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万 金額	円を超える 100分の4.9
------------------------	----------------

とあるのは

Γ	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年 10億円以下の金額	100分の4.9	
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える 金額	100分の5.7	

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9 (各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 100分の5.7)」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第6条の17第1 項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただ し書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1 日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、同項た だし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第18条及び第18条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に ついて適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

令和4年3月31日 発行